

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

東京都 杉並区

2 地域再生計画の名称

学校発元気高齢者いきいき計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

約2年

4 地域再生計画の意義及び目標

今地域では、少子高齢化、核家族化などを要因に、地域社会における住民同士のつながりの希薄化が顕著に表れてきている。こうした流れは、地域住環境の悪化や犯罪の増加など、地域に良い影響は与えず、ますます地域社会活動を停滞させる結果にもつながっている。杉並区では、こうした地域の現状を風通しの良い明るい地域に再生させるため、高齢社会を逆手にとった元気高齢者を中心とした地域社会の形成と、これから地域に戻ってくる団塊の世代を巻き込んだ新たな地域社会活動の構築に向けて、「学校発元気高齢者いきいき計画」を実施する。

この計画は、地域の民間活力のさらなる活用によって、地域の活性化を目指すことを柱に策定を行った「杉並区民営化・民間委託等の指針」「すぎなみ協働ガイドライン」（いずれも別添資料参照）の考え方を基本に据え、得てして行政主体となりがちなこの手の計画を地域の民間活力を主体に実施しようとするものである。

計画の具体化にあたっては、地域に根ざした活動を行っている特定非営利活動法人の民間活力に着目し、まず行政という枠（条例等の規定）に縛られ独自に培ったノウハウを活かしきれていなかった民間活力といった部分を、民営化という手段で克服することに主眼を置いた。次に、今回の計画で対象とする施設と団体に着目し、地域とのつながりが最も深い公立小中学校において、余剰教室を通所介護施設へ転用し、そこで活動している地域の特定非営利活動法人に限定することとした。その理由として、計画の実現性という観点で考えると、それなりの力量を兼ね備えた団体であること、地域での活動実績があること、という二点に絞られ、介護保険事業者として通所介護施設を運営し地域に活動実績を残している地域の特定非営利活動法人が最も適当ではないか、という判断に至った。また、これらの施設は学校併設施設であることから、異世代交流、地域交流事業といった新たな事業の拡充・実施が容易であるという点も、その理由に挙げられる。

ここで、杉並区における通所介護施設の民営化への取組と計画の関係について簡単に説明を加えると、それは、介護保険制度の施行によって通所介護事業への民間

事業者等の参入が進みだした時期に遡ることとなる。行政の役割が施設整備から良質な介護サービスの提供という転換期を迎え、その基盤整備のためには、民間事業者の積極的な参入と競争原理による質の向上が不可欠であるとの結論から、区立通所介護施設の民営化への道を模索することになった。以後国、都及び関係団体等と調整を進め、平成16年度全17所の民営化を行う予定でいたが、本計画内の余裕教室転用の5所と公有地設置の1所については条件が整わなかったため、残る11所のみ民営化にとどまった。

本計画は、民営化の条件が整わなかった前述の学校余裕教室転用の通所介護施設5所について、当該の支援措置の適用を受けて民営化を図り、地域のNPO法人の主体的な施設運営により醸成される新たな民間活力によって、主役となる高齢者がいきいきと活躍できる地域づくりと、高齢者の元気な声が響く地域社会という舞台づくりを行うことを最終目標とする。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

地域における団塊世代との協働の受け皿と、元気高齢者を中心とした新たな地域活動が創生される。

* 参考数値・・・区域人口 514,112 人(内50歳から64歳までの人口 96,037 人)
(内65歳以上の人口 91,646 人)

* 目標値・・・5施設×5活動＝区域合計25活動

地域の特性を活かした利用者本位の介護サービスプログラム等の提供が行われることにより、総体的に要介護認定申請数の減少や区全体の介護度の低下等が期待できる。

* 参考数値・・・介護保険要介護認定申請者数 21,992 人(平成15年度)
・・・介護保険要介護認定者数 15,837 人(平成15年度)

* 目標値・・・介護保険要介護認定申請者数 高齢者人口増の中での現状維持
・・・介護保険要介護認定者数 高齢者人口増の中での各介護度出現率の現状維持

余裕教室転用施設であることから、異世代交流が行われやすくなり、介護高齢者はもとより元気高齢者の地域社会への参加機会が拡大される。

* 参考数値・・・5施設に併設の小中学校の児童・生徒数 1,530 人
・・・5施設の1日の利用定員 131 人

* 目標値・・・5施設×年間24回＝120回

民間事業者等による新規事業の展開機会の拡大により、地域に新たな雇用を創出することができる。

* 参考数値・・・区域人口 514,112 人

* 目標値・・・5施設×2事業×3人＝区域合計30人

計画実施によりコスト削減が図られる。

* 自主運営に伴う経費減

平成15年度決算実績から約120万円の減となる。

- * 元気高齢者の増加に伴う介護報酬の保険者負担の減
 - ・参考数値・・・一般会計からの繰入 約3億3千万円(平成15年度実績)
 - ・目標値・・・高齢者人口増の中での現状維持

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- (1)支援措置の番号 10801
支援措置の名称 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- (2)支援措置の番号 10905
支援措置の名称 社会福祉施設の転用の弾力的な承認

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事項

記載すべき事項なし。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

記載すべき事項なし。

別紙1

1 支援措置の番号及び名称

- (1)支援措置の番号 10801
- (2)名称 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

2 当該支援措置を受けようとする者

- (1)属性 地方公共団体
- (2)団体名 東京都杉並区
- (3)代表者 杉並区長 山田 宏
- (4)所在地 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

【支援措置の適用要件】

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

地域再生計画第2次において、認定申請を行う。

廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

本計画は、少子高齢化、核家族化などを要因に、停滞気味な地域社会活動を、元気高齢者とこれから地域に戻ってくる団塊の世代を中心に、新たな地域社会活動を創生することによって、高齢者の元気な声が響き合う活力ある地域社会づくりを目指すものである。

計画実施にあたっては、「すぎなみ協働ガイドライン」(別添資料参照)の考え方を基本に据え、別紙の余裕教室転用の通所介護施設を運営している地域のNPO法人を主体とするが、地域ボランティアなど広く地域住民にも門戸を開き、それぞれの英知を持ち寄って新たな地域社会活動を構築していく。

具体的な協働内容は、次のとおりである。

第一に、元気高齢者と団塊の世代による地域社会活動の創生・実施に向けての検討と、新たな地域における情報発信の拠点としての広報活動への取組である。想定される活動としては、現役を引退したサラリーマンなども気軽に参加できるような雰囲気づくりを重点に、参加者の各分野での実務経験を地域に活かす「誰でも講師事業」や、地域における自分の居場所を探せない高齢者等が居酒屋気分で自由に集える「夕焼けサロン」などを考えている。また、広報活動としては、元気高齢者や団塊の世代の地域活動参加促進を目的に、新たな地域情報誌の発行や地域のホームページの開設に取り組んでいく。区は、こうした活動への側面的支援として、地域における活動場所の確保や、地域情報誌の作成・配布等の協力、区ホームページとの相互利用等を計画・実施していく。

第二に、学校併設の通所介護施設という容易に異世代が集える地の利を活かした

交流活動の検討・実施への取組である。想定される活動としては、学校側からは児童・生徒によるパソコン・携帯電話の操作やインターネット体験などの「ITサロン」、通所介護施設側からは、利用者や地域の高齢者による「昔遊び体験塾」や地域の職人の技を学ぶ「匠塾」などの寺子屋的事業が考えられる。これらの活動に対する区の支援としては、交流活動の場と機会の設定に向けた条件整備と機材等の確保を行っていく。

この他では、地域特性を活かした独自事業の検討と、事業実施による新たな地域の雇用創出に対する取組を計画しており、具体的な内容については、事業実施主体である別紙の余裕教室転用の通所介護施設を運営している地域のNPO法人において検討中である。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

本計画は、余裕教室転用の施設を基点として、事業計画をしているので引き続き余裕教室の利用が必要である。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本計画は、地域のNPO法人に対する余裕教室転用施設の無償貸与を条件に事業計画をしている。

なお、事業の実施にあたっては、関係法令の規定に反しないように実施する。

余裕教室を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障の無い利用内容であること

本計画に該当する通所介護施設は、校舎1階部分に専用門・玄関を整備して設置した施設であり、利用者と児童・生徒との動線が完全に分離した状態である。また、通所介護施設送迎車の発着時には、施設従業員による誘導が行われており、児童・生徒の安全確保が行われている。

本計画実施後における杉並区の取組

「すぎなみ協働ガイドライン」(別添資料参照)を基本に、本計画に該当する地域のNPO法人に対し、必要な活動支援を行っていく。

具体的には、地域のNPO法人の自主性を尊重していく観点から、協働参画による事業協力と、民営化当初の基盤整備に対する側面的支援程度にとどめていく方向で検討を行っている。

当該支援措置に関して特に必要な添付書類

別添の「承認申請書」のとおり。

なお、本計画に該当の区立桃井第三小学校の余裕教室転用部分については、国庫補助対象外であるため、本支援措置の適用に伴う財産処分の承認申請はない。

別紙2

1 支援措置の番号及び名称

- (1)支援措置の番号 10905
- (2)名称 社会福祉施設の転用の弾力的な承認

2 当該支援措置を受けようとする者

- (1)属性 地方公共団体
- (2)団体名 東京都杉並区
- (3)代表者 杉並区長 山田 宏
- (4)所在地 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

【支援措置の適用要件】

当該施設の処分が行われない場合、当該部分の遊休化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること。

現通所介護施設の有効活用を図りつつ、高齢者を中心とした地域社会づくりを行っていくためには、地域とのつながりが深い区立小中学校を拠点とすることが最も有効な方策であると考え、異世代交流等が容易に行うことができる環境は、何ごとにも代えられないものであり、本計画の目標達成のためには不可欠なものでもある。

地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設等の公共的施設への転用等の必要性が認められること。

地域社会活動をも視野に入れた新たな社会福祉施設への転換を図ることにより、総合的に元気高齢者が増加し、高齢者を中心とした新たな地域社会が形成される。

同一事業者における転用、又は無償による貸与であること。

同一の事業者への無償貸与である。

転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること。

同一の事業実施を条件に転用する。

転用前、又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと。

同一の事業者に対し、同一の事業実施を条件に貸与するので、処遇が低下することはない。

本計画実施後における杉並区の取組

「すぎなみ協働ガイドライン」(別添資料参照)を基本に、本計画に該当する地域のNPO法人に対し、必要な活動支援を行っていく。

具体的には、地域のNPO法人の自主性を尊重していく観点から、協働参画による事

業協力と、民営化当初の基盤整備に対する側面的支援程度にとどめていく方向で検討を行っている。